

砂川市条例第7号  
令和7年3月19日

砂川市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

砂川市長 飯澤明彦

( 別 紙 )

砂川市手数料条例の一部を改正する条例

砂川市手数料条例（昭和49年条例第9号）の一部を次のように改正する。

別表第2（第2条関係）(19)の項から(22)の項までを次のように改める。

(19)	建築物に関する確認申請手数料、計画変更確認申請手数料又は計画通知手数料	建築基準法第6条第1項又は第18条第2項	
		ア 建築物の建築、修繕又は模様替の場合（この項のイに掲げる場合を除く。）	
		床面積の合計	1件につき
		(ア) 30平方メートル以下のとき。	16,000円
		(イ) 30平方メートルを超え100平方メートル以下のとき。	25,000円
		(ウ) 100平方メートルを超え200平方メートル以下のとき。	38,000円
		(エ) 200平方メートルを超え300平方メートル以下のとき。	51,000円
		イ 建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第10条第1号、第3号又は第4号に掲げる建築物の建築、修繕又は模様替の場合	
		床面積の合計	1件につき
		(ア) 30平方メートル以下のとき。	14,000円
(イ) 30平方メートルを超え100平方メートル以下のとき。	21,000円		
(ウ) 100平方メートルを超え200平方メートル以下のとき。	32,000円		
(20)	工作物に関する確認申請手数料又は計画通知手数料	建築基準法第88条第1項	
		工作物の設置	1件につき
		ア 工作物を築造する場合（この項のイに掲げる場合を除く。）	17,000円
		イ 確認を受けた工作物の計画の変更をして工作物を築造する場合	12,000円
(21)	建築物に関する完了検査申請手数料又は完了通知手数料	建築基準法第7条第4項又は第18条第21項	
		ア 建築物の建築、修繕又は模様替の場合（この項のイに掲げる場合を除く。）	
		床面積の合計	1件につき
		(ア) 30平方メートル以下のとき。	20,000円
		(イ) 30平方メートルを超え100平方メートル以下のとき。	24,000円
		(ウ) 100平方メートルを超え200平方メートル以下のとき。	32,000円
		(エ) 200平方メートルを超え300平方メートル以下のとき。	42,000円
		イ 建築基準法施行令第10条第1号、第3号又は第4号に掲げる建築物の建築、修繕又は模様替の場合	

		床面積の合計	1 件につき
		(ア) 30平方メートル以下のとき。	15,000円
		(イ) 30平方メートルを超え100平方メートル以下のとき。	18,000円
		(ウ) 100平方メートルを超え200平方メートル以下のとき。	22,000円
(22)	工作物に関する完了検査申請手数料又は完了通知手数料	建築基準法第88条第1項	1 件につき 14,000円

別表第2（第2条関係）(37)の項及び(38)の項を次のように改める。

(37)	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料	都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。以下この項において「法」という。）第53条第1項	
		ア 一戸建ての住宅又は複合建築物（住宅の戸数が1戸のものに限る。（ア）において同じ。）の住宅部分の認定を申請する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額 （ア） 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下この項から(43)の項までにおいて「基準省令」という。）第10条第2号イ(2)及びロ(2)に適合している一戸建ての住宅又は複合建築物の住宅部分に係る認定を申請する場合	
		住宅の戸数	1 件につき
		1 戸	25,200円 （住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関による認定に係る技術的審査（以下この項、次項、(42)の項及び(43)の項におい

		て「評価機 関審査」と いう。)を 受けた場合 にあつて は、9,100 円)
(イ) (ア)に掲げる場合以外の場合		
住宅の戸数		1件につき
1戸		44,000円 (評価機関 審査を受け た場合にあ つては、 9,100円)
<p>イ 共同住宅等（共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下この項、次項、(42)の項及び(43)の項において同じ。）の用途に供する建築物又は複合建築物（住宅の戸数が1戸のものを除く。以下イ及びウにおいて同じ。）の住宅部分の認定を申請する場合（ウに掲げる場合を除く。）当該申請に係る1棟の建築物の共同住宅等又は複合建築物の住宅部分について、(ア)に定める額に(イ)に定める額を加えた額（住戸以外の部分を有さない建築物にあつては、(ア)に定める額）</p> <p>(ア) 次に掲げる当該申請の対象である共同住宅等又は複合建築物の住宅部分の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p>		
住宅の戸数		1件につき
a	2戸以上5戸以内のもの	85,200円 (評価機関 審査を受け た場合にあ つては、 14,700円)
b	6戸以上10戸以内のもの	118,000円 (評価機関

	審査を受けた場合にあっては、 22,600円)
c 11戸以上25戸以内のもの	165,000円 (評価機関 審査を受けた場合にあっては、 35,300円)
(イ) 次に掲げる当該申請の対象である共同住宅等の住戸以外又は複合建築物の住宅部分の住戸以外の床面積の合計の区分に応じ、次に定める額	
床面積の合計	1件につき
300平方メートル以内のもの	129,000円 (評価機関 審査を受けた場合にあっては、 14,700円)
ウ 基準省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に適合している共同住宅等の用途に供する建築物又は複合建築物の住宅部分に係る認定を申請する場合 当該申請に係る1棟の建築物の共同住宅等又は複合建築物の住宅部分について、(ア)に定める額に(イ)に定める額を加えた額(住戸以外の部分を有さない建築物にあっては、(ア)に定める額) (ア) 次に掲げる当該申請の対象である共同住宅等又は複合建築物の住宅部分の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額	
住宅の戸数	1件につき
a 2戸以上5戸以内のもの	44,700円 (評価機関 審査を受けた場合にあっては、 14,700円)

b 6戸以上10戸以内のもの	62,900円 (評価機関 審査を受け た場合にあ っては、 22,600円)
c 11戸以上25戸以内のもの	88,600円 (評価機関 審査を受け た場合にあ っては、 35,300円)
(イ) 次に掲げる当該申請の対象である共同住宅等の住戸以外又は複合建築物の住宅部分の住戸以外の床面積の合計の区分に応じ、次に定める額	
床面積の合計	1件につき
300平方メートル以内のもの	60,600円 (評価機関 審査を受け た場合にあ っては、 14,700円)
エ 住宅以外の用途に供する建築物又は複合建築物の非住宅部分の認定を申請する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額  (ア) (イ)に掲げる場合以外の場合 次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物又は複合建築物の非住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、次に定める額	
床面積の合計	1件につき
300平方メートル以内のもの	288,000円 (建築物の エネルギー 消費性能の 向上等に関 する法律 (平成27年 法律第53

		<p>号) 第14条 第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関による技術的審査 (以下この項、次項、(42)の項及び(43)の項において「判定機関審査」という。)を受けた場合にあつては、14,700円)</p>				
	<p>(イ) 当該申請に係る建築物のエネルギーの使用の効率性その他の性能をモデル建物法(建物の用途ごとに建物の形状、室の用途の構成等を仮定したモデルとなる建物に対して、当該申請に係る建築物に導入される外皮及び設備の仕様を適用し、当該モデルとなる建物についてエネルギーの使用の効率性その他の性能を計算する方法をいう。次項のオ(イ)において同じ。)で計算して認定を申請する場合次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物又は複合建築物の非住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、次に定める額</p> <table border="1" data-bbox="523 1570 1273 1910"> <tr> <td data-bbox="523 1570 1273 1626">床面積の合計</td> <td data-bbox="1273 1570 1428 1626">1件につき</td> </tr> <tr> <td data-bbox="523 1626 1273 1910">300平方メートル以内のもの</td> <td data-bbox="1273 1626 1428 1910">118,000円 (判定機関審査を受けた場合にあつては、14,700円)</td> </tr> </table>	床面積の合計	1件につき	300平方メートル以内のもの	118,000円 (判定機関審査を受けた場合にあつては、14,700円)	
床面積の合計	1件につき					
300平方メートル以内のもの	118,000円 (判定機関審査を受けた場合にあつては、14,700円)					
	<p>オ 複合建築物(住宅の戸数が1戸のものに限る。)の全体の認定を申請する場合は、この項の第3欄のア及びエに規定す</p>					

		る額を合計した額とする。	
		カ 複合建築物（住宅の戸数が1戸のものを除く。）の全体の認定を申請する場合は、この項の第3欄のイ及びエ又はウ及びエに規定する額を合計した額とする。	
		キ 法第54条第2項の規定による申出をする場合にあっては、この項に規定する額に(19)の項の規定により算定した額を加算した額とする。	
(38)	低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料	都市の低炭素化の促進に関する法律（以下この項において「法」という。）第55条第1項	
		ア 工事の着手予定時期又は完了予定時期の変更のみの場合	
		1棟につき	1,000円
		イ 一戸建ての住宅又は複合建築物（住宅の戸数が1戸のものに限る。（ア）において同じ。）の住宅部分の変更認定を申請する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額 （ア） 基準省令第10条第2号イ（2）及びロ（2）に適合している一戸建ての住宅又は複合建築物の住宅部分に係る変更認定を申請する場合	
		住宅の戸数	1件につき
		1戸	16,800円 （評価機関審査を受けた場合にあっては、9,100円）
		（イ）（ア）に掲げる場合以外の場合	
		住宅の戸数	1件につき
		1戸	26,600円 （評価機関審査を受けた場合にあっては、9,100円）
		ウ 共同住宅等の用途に供する建築物又は複合建築物（住宅の戸数が1戸のものを除く。以下ウ及びエにおいて同じ。）の住宅部分の変更認定を申請する場合（エに掲げる場合を除く。） 当該申請に係る1棟の建築物の共同住宅等又は複合	



建築物の住宅部分について、(ア)に定める額に(イ)に定める額を加えた額（住戸以外の部分を有さない建築物にあっては、(ア)に定める額）

(ア) 次に掲げる当該申請の対象である共同住宅等又は複合建築物の住宅部分の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額

住宅の戸数	1件につき
a 2戸以上5戸以内のもの	49,900円 (評価機関審査を受けた場合にあっては、14,700円)
b 6戸以上10戸以内のもの	70,500円 (評価機関審査を受けた場合にあっては、22,600円)
c 11戸以上25戸以内のもの	100,000円 (評価機関審査を受けた場合にあっては、35,300円)
(イ) 次に掲げる当該申請の対象である共同住宅等の住戸以外又は複合建築物の住宅部分の住戸以外の床面積の合計の区分に応じ、次に定める額	
床面積の合計	1件につき
300平方メートル以内のもの	70,500円 (評価機関審査を受けた場合にあっては、14,700円)

エ 基準省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に適合している共同住宅等の用途に供する建築物又は複合建築物の住宅部分に係る変更認定を申請する場合 当該申請に係る1棟の建築物の共同住宅等又は複合建築物の住宅部分について、(ア)に定める額に(イ)に定める額を加えた額(住戸以外の部分を有さない建築物にあつては、(ア)に定める額)

(ア) 次に掲げる当該申請の対象である共同住宅等又は複合建築物の住宅部分の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額

住宅の戸数	1件につき
a 2戸以上5戸以内のもの	29,300円 (評価機関審査を受けた場合にあつては、14,700円)
b 6戸以上10戸以内のもの	42,400円 (評価機関審査を受けた場合にあつては、22,600円)
c 11戸以上25戸以内のもの	62,000円 (評価機関審査を受けた場合にあつては、35,300円)
(イ) 次に掲げる当該申請の対象である共同住宅等の住戸以外又は複合建築物の住宅部分の住戸以外の床面積の合計の区分に応じ、次に定める額	
床面積の合計	1件につき
300平方メートル以内のもの	35,700円 (評価機関審査を受けた場合にあつては、14,700円)

	<p>オ 住宅以外の用途に供する建築物又は複合建築物の非住宅部分の変更認定を申請する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>(ア) (イ)に掲げる場合以外の場合 次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物又は複合建築物の非住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、次に定める額</p>	
	床面積の合計	1件につき
	300平方メートル以内のもの	152,000円 (判定機関審査を受けた場合 あっては、 14,700円)
	(イ) 当該申請に係る建築物のエネルギーの使用の効率性その他の性能をモデル建物法で計算して認定を申請する場合 次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物又は複合建築物の非住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、次に定める額	
	床面積の合計	1件につき
	300平方メートル以内のもの	66,900円 (判定機関審査を受けた場合 あっては、 14,700円)
	カ 複合建築物(住宅の戸数が1戸のものに限る。)の全体の変更認定を申請する場合は、この項の第3欄のイ及びオに規定する額を合計した額とする。	
	キ 複合建築物(住宅の戸数が1戸のものを除く。)の全体の変更認定を申請する場合は、この項の第3欄のウ及びオ又はエ及びオに規定する額を合計した額とする。	
	ク 法第55条第2項において準用する法第54条第2項の規定による申出をする場合においては、この項に規定する額に(19)の項の規定により算定した額を加算した額とする。	

別表第2(第2条関係)中(41)の項を(46)の項とし、(40)の項を(45)の項とし、(39)の項を(44)の項とし、(38)の項の次に次のように加える。

(39)	建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第1項又は第12条第2項	
		建築物エネルギー消費性能確保計画1件につき、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額	
		ア 住宅(共同住宅を除く。)の用途に供する一の建築物を単位として判定を申請し、又は計画を通知する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額	
		(ア) 当該計画に係る建築物について基準省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に適合している旨の判定を申請し、又は計画を通知する場合 次に掲げる当該計画に係る1棟の建築物の住宅部分(増築又は改築の場合にあつては当該増築又は改築に係る部分に限り、エネルギー消費性能の算定の対象に該当しない部分を除く。以下この項、次項及び(41)の項において同じ。)の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額	
		床面積の合計	1件につき
		a 200平方メートル以内のもの	39,000円
		b 200平方メートルを超えるもの	43,600円
		(イ) 基準省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(2)又は同号イ(2)及びロ(1)に適合している旨の判定を申請し、又は計画を通知する場合 次に掲げる当該計画に係る1棟の建築物の住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額	
		床面積の合計	1件につき
		a 200平方メートル以内のもの	29,300円
b 200平方メートルを超えるもの	32,400円		
イ 共同住宅の用途に供する一の建築物を単位として判定を申請し、又は計画を通知する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額			
(ア) 当該計画に係る建築物について基準省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に適合している旨の判定を申請し、又は計画を通知する場合 次に掲げる当該計画に係る1棟の建築物の住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、次に定める額			
床面積の合計	1件につき		
300平方メートル以内のもの	78,300円		
(イ) 当該計画に係る建築物について基準省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(2)又は同号イ(2)及びロ(1)に適合して			

<p>いる旨の判定を申請し、又は計画を通知する場合 次に掲げる当該計画に係る1棟の建築物の住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、次に定める額</p>	
<p style="text-align: center;">床面積の合計</p>	1件につき
<p>300平方メートル以内のもの</p>	58,100円
<p>ウ 住宅以外の用途に供する一の建築物を単位として判定を申請し、又は計画を通知する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>(ア) 当該計画に係る建築物について基準省令第1条第1項第1号イに適合している旨の判定を申請し、又は計画を通知する場合 次に掲げる当該計画に係る1棟の建築物の非住宅部分(増築又は改築の場合にあつては、当該増築又は改築に係る部分に限る。以下この項、次項及び(41)の項において同じ。)(エネルギー消費性能の算定の対象に該当しない部分を除く。(イ)並びに次項ウ(ア)及び(イ)並びに(41)の項ウ(ア)及び(イ)において同じ。)の床面積の合計の区分に応じ、次に定める額</p>	
<p style="text-align: center;">床面積の合計</p>	1件につき
<p>300平方メートル以内のもの</p>	257,000円
<p>(イ) 当該計画に係る建築物について基準省令第1条第1項第1号ロに適合している旨の判定を申請し、又は計画を通知する場合 次に掲げる当該計画に係る1棟の建築物の非住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、次に定める額</p>	
<p style="text-align: center;">床面積の合計</p>	1件につき
<p>300平方メートル以内のもの</p>	98,800円
<p>(ウ) (ア)及び(イ)に掲げる場合以外の場合 次に掲げる当該計画に係る1棟の建築物の非住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、次に定める額</p>	
<p style="text-align: center;">床面積の合計</p>	1件につき
<p>300平方メートル以内のもの</p>	11,000円
<p>エ 住宅(共同住宅を除く。)の用途に供する部分及び共同住宅以外の用途に供する部分を有する一の建築物を単位として判定を申請し、又は計画を通知する場合は、それぞれの部分につき、この項の第3欄のア及びウに規定する額を合計した額とする。</p>	
<p>オ 共同住宅の用途に供する部分及びそれ以外の用途に供する部分を有する一の建築物を単位として判定を申請し、又は計画を</p>	

		通知する場合は、それぞれの部分につき、この項の第3欄イ及び びウに規定する額を合計した額とする。	
(40)	建築物エネルギー消費性能適合性判定変更手数料	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第2項 又は第12条第3項 変更後の建築物エネルギー消費性能確保計画1件につき、次に 掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア 住宅(共同住宅を除く。)の用途に供する一の建築物を単位 として判定を申請し、又は計画を通知する場合 次に掲げる 場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額 (ア) 当該計画に係る建築物について基準省令第1条第1項第 2号イ(1)及びロ(1)に適合している旨の判定を申請し、又 は計画を通知する場合 次に掲げる当該計画に係る1棟の建 築物の住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に 定める額	
		床面積の合計	1件につき
		a 200平方メートル以内のもの	22,500円
		b 200平方メートルを超えるもの	24,800円
		(イ) 基準省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(2)又は同 号イ(2)及びロ(1)に適合している旨の判定を申請し、又 は計画を通知する場合 次に掲げる当該計画に係る1棟の 建築物の住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ 次に定める額	
		床面積の合計	1件につき
		a 200平方メートル以内のもの	17,700円
		b 200平方メートルを超えるもの	19,200円
		イ 共同住宅の用途に供する一の建築物を単位として判定を申 請し、又は計画を通知する場合 次に掲げる場合の区分に応 じ、それぞれ次に定める額 (ア) 当該計画に係る建築物について基準省令第1条第1項 第2号イ(1)及びロ(1)に適合している旨の判定を申請 し、又は計画を通知する場合 次に掲げる当該計画に係る 1棟の建築物の住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、次 に定める額	
		床面積の合計	1件につき
		300平方メートル以内のもの	44,900円
		(イ) 当該計画に係る建築物について基準省令第1条第1項 第2号イ(1)及びロ(2)又は同号イ(2)及びロ(1)に適合	

		<p>している旨の判定を申請し、又は計画を通知する場合 次に掲げる当該計画に係る1棟の建築物の住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、次に定める額</p> <table border="1"> <tr> <td>床面積の合計</td> <td>1件につき</td> </tr> <tr> <td>300平方メートル以内のもの</td> <td>34,800円</td> </tr> </table> <p>ウ 住宅以外の用途に供する一の建築物を単位として判定を申請し、又は計画を通知する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>(ア) 当該計画に係る建築物について基準省令第1条第1項第1号イに適合している旨の判定を申請し、又は計画を通知する場合 次に掲げる当該計画に係る1棟の建築物の非住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、次に定める額</p> <table border="1"> <tr> <td>床面積の合計</td> <td>1件につき</td> </tr> <tr> <td>300平方メートル以内のもの</td> <td>134,000円</td> </tr> </table> <p>(イ) 当該計画に係る建築物について基準省令第1条第1項第1号ロに適合している旨の判定を申請し、又は計画を通知する場合 次に掲げる当該計画に係る1棟の建築物の非住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、次に定める額</p> <table border="1"> <tr> <td>床面積の合計</td> <td>1件につき</td> </tr> <tr> <td>300平方メートル以内のもの</td> <td>54,900円</td> </tr> </table> <p>(ウ) (ア)及び(イ)に掲げる場合以外の場合 次に掲げる当該計画に係る1棟の建築物の非住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、次に定める額</p> <table border="1"> <tr> <td>床面積の合計</td> <td>1件につき</td> </tr> <tr> <td>300平方メートル以内のもの</td> <td>11,000円</td> </tr> </table> <p>エ 住宅(共同住宅を除く。)の用途に供する部分及び共同住宅以外の用途に供する部分を有する一の建築物を単位として判定を申請し、又は計画を通知する場合は、それぞれの部分につき、この項の第3欄ア及びウに規定する額を合計した額とする。</p> <p>オ 共同住宅の用途に供する部分及びそれ以外の用途に供する部分を有する一の建築物を単位として判定を申請し、又は計画を通知する場合は、それぞれの部分につき、この項の第3欄のイ及びウに規定する額を合計した額とする。</p>	床面積の合計	1件につき	300平方メートル以内のもの	34,800円	床面積の合計	1件につき	300平方メートル以内のもの	134,000円	床面積の合計	1件につき	300平方メートル以内のもの	54,900円	床面積の合計	1件につき	300平方メートル以内のもの	11,000円
床面積の合計	1件につき																	
300平方メートル以内のもの	34,800円																	
床面積の合計	1件につき																	
300平方メートル以内のもの	134,000円																	
床面積の合計	1件につき																	
300平方メートル以内のもの	54,900円																	
床面積の合計	1件につき																	
300平方メートル以内のもの	11,000円																	
(41)	建築物エネルギー消費性能確保計画 軽微変更該当証明	<p>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則(平成28年国土交通省令第5号)第13条</p> <p>軽微な変更後の建築物エネルギー消費性能確保計画1件につ</p>																

書交付手数料

き、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 住宅（共同住宅を除く。）の用途に供する一の建築物を単位として書面を交付する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(ア) 当該計画に係る建築物について基準省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に適合している旨の判定を受けていた場合 次に掲げる当該計画に係る1棟の建築物の住宅部分の床面積の合計について、前項のア(ア)a及びbに掲げる区分に応じ、それぞれ当該手数料の額

(イ) 基準省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(2)又は同号イ(2)及びロ(1)に適合している旨の判定を受けていた場合 次に掲げる当該計画に係る1棟の建築物の住宅部分の床面積の合計について前項のア(イ)a及びbに掲げる区分に応じ、それぞれ当該手数料の額

イ 共同住宅の用途に供する一の建築物を単位として書面を交付する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(ア) 当該計画に係る建築物について基準省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に適合している旨の判定を受けていた場合 次に掲げる当該計画に係る1棟の建築物の住宅部分の床面積の合計について、前項のイ(ア)に掲げる区分に応じ、当該手数料の額

(イ) 当該計画に係る建築物について基準省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(2)又は同号イ(2)及びロ(1)に適合している旨の判定を受けていた場合 次に掲げる当該計画に係る1棟の建築物の住宅部分の床面積の合計について、前項のイ(イ)に掲げる区分に応じ、当該手数料の額

ウ 住宅以外の用途に供する一の建築物を単位として書面を交付する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(ア) 当該計画に係る建築物について基準省令第1条第1項第1号イに適合している旨の判定を受けていた場合 次に掲げる当該計画に係る1棟の建築物の非住宅部分の床面積の合計について、前項のウ(ア)に掲げる区分に応じ、当該手数料の額

(イ) 当該計画に係る建築物について基準省令第1条第1項第1号ロに適合している旨の判定を受けていた場合 次に掲げる当該計画に係る1棟の建築物の非住宅部分の床面積の合計



		<p>について、前項のウ(イ)に掲げる区分に応じ、当該手数料の額</p> <p>(ウ) (ア)及び(イ)に掲げる場合以外の場合 次に掲げる当該計画に係る1棟の建築物の非住宅部分の床面積の合計について、前項のウ(ウ)に掲げる区分に応じ、当該手数料の額</p> <p>エ 住宅(共同住宅を除く。)の用途に供する部分及び共同住宅以外の用途に供する部分を有する一の建築物を単位として書面を交付する場合は、それぞれの部分につき、この項の第3欄ア及びウに規定する額を合計した額とする。</p> <p>オ 共同住宅の用途に供する部分及びそれ以外の用途に供する部分を有する一の建築物を単位として書面を交付する場合は、それぞれの部分につき、この項の第3欄のイ及びウに規定する額を合計した額とする。</p>	
(42)	建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料	<p>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(以下この項において「法」という。)第29条第1項</p> <p>ア 一戸建ての住宅又は複合建築物(住宅の戸数が1戸のものに限る。(ア)、(イ)及び(ウ)において同じ。)の住宅部分の認定を申請する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>(ア) (イ)及び(ウ)に掲げる場合以外の場合 次に掲げる当該申請の対象である一戸建ての住宅又は複合建築物の住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p>	
		床面積の合計	1件につき
		a 200平方メートル以内のもの	40,400円 (評価機関審査を受けた場合 あつては、 7,000円)
		b 200平方メートルを超えるもの	44,900円 (評価機関審査を受けた場合 あつては、 7,000円)
		(イ) 基準省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)又はイ(2)及びロ(1)に適合している一戸建ての住宅又は複合建築物の住宅	

部分に係る認定を申請する場合 次に掲げる当該申請の対象である一戸建ての住宅又は複合建築物の住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額	
床面積の合計	
a 200平方メートル以内のもの	30,600円 (評価機関審査を受けた場合にあっては、7,000円)
b 200平方メートルを超えるもの	33,700円 (評価機関審査を受けた場合にあっては、7,000円)
(ウ) 基準省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に適合している一戸建ての住宅又は複合建築物の住宅部分に係る認定を申請する場合 次に掲げる当該申請の対象である一戸建ての住宅又は複合建築物の住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額	
床面積の合計	
a 200平方メートル以内のもの	21,600円 (評価機関審査を受けた場合にあっては、7,000円)
b 200平方メートルを超えるもの	23,200円 (評価機関審査を受けた場合にあっては、7,000円)
イ 共同住宅等の用途に供する建築物又は複合建築物(住宅の戸数が1戸のものを除く。以下イ、ウ及びエにおいて同じ。)の住宅部分の認定を申請する場合(ウ及びエに掲げる	

場合を除く。) 当該申請に係る1棟の建築物の共同住宅等又は複合建築物の住宅部分について、(ア)に定める額に(イ)に定める額を加えた額(住戸以外の部分を有さない建築物又は基準省令第14条第2項第2号に掲げる住宅にあつては、(ア)に定める額)

(ア) 次に掲げる当該申請の対象である共同住宅等又は複合建築物の住宅部分の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額

住宅の戸数	1件につき
a 2戸以上4戸以内のもの	79,700円 (評価機関審査を受けた場合にあつては、12,200円)
b 5戸以上15戸以内のもの	131,000円 (評価機関審査を受けた場合にあつては、24,200円)

(イ) 次に掲げる当該申請の対象である共同住宅等の住戸以外又は複合建築物の住宅部分の住戸以外の床面積の合計の区分に応じ、次に定める額

床面積の合計	1件につき
300平方メートル以内のもの	79,700円 (評価機関審査を受けた場合にあつては、12,200円)

ウ 基準省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)又はイ(2)及びロ(1)に適合している共同住宅等の用途に供する建築物又は複合建築物の住宅部分に係る認定を申請する場合 当該申請に係る1棟の建築物の共同住宅等又は複合建築物の住宅部分について、(ア)に定める額に(イ)に定める額を加えた額(住戸以外の部分を有さない建築物にあつては、(ア)に定める額)  
(ア) 次に掲げる当該申請の対象である共同住宅等又は複合建

建築物の住宅部分の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額	
住宅の戸数	1件につき
a 2戸以上4戸以内のもの	59,400円 (評価機関 審査を受け た場合に あつては、 12,200円)
b 5戸以上15戸以内のもの	98,800円 (評価機関 審査を受け た場合に あつては、 24,200円)
(イ) 次に掲げる当該申請の対象である共同住宅等の住戸以外又は複合建築物の住宅部分の住戸以外の床面積の合計の区分に応じ、次に定める額	
床面積の合計	1件につき
300平方メートル以内のもの	59,400円 (評価機関 審査を受け た場合に あつては、 12,200円)
エ 基準省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に適合している共同住宅等の用途に供する建築物又は複合建築物の住宅部分に係る認定を申請する場合 当該申請に係る1棟の建築物の共同住宅等又は複合建築物の住宅部分について、(ア)に定める額に(イ)に定める額を加えた額(住戸以外の部分を有さない建築物にあつては、(ア)に定める額)	
(ア) 次に掲げる当該申請の対象である共同住宅等又は複合建築物の住宅部分の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額	
住宅の戸数	1件につき
a 2戸以上4戸以内のもの	39,200円 (評価機関 審査を受け

	た場合にあっては、 12,200円)
b 5戸以上15戸以内のもの	66,500円 (評価機関 審査を受けた場合にあっては、 24,200円)
(イ) 次に掲げる当該申請の対象である共同住宅等の住戸以外 又は複合建築物の住宅部分の住戸以外の床面積の合計の区 分に応じ、次に定める額	
床面積の合計	1件につき
300平方メートル以内のもの	39,200円 (評価機関 審査を受けた場合にあっては、 12,200円)
オ 住宅以外の用途に供する建築物又は複合建築物の非住宅部 分の認定を申請する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、そ れぞれ次に定める額 (ア) 基準省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に適合している 住宅以外の用途に供する建築物又は複合建築物の非住宅部分 に係る認定を申請する場合 次に掲げる当該申請に係る1棟 の建築物又は複合建築物の非住宅部分の床面積の合計の区分 に応じ、次に定める額	
床面積の合計	1件につき
300平方メートル以内のもの	259,000円 (判定機関 審査を受けた場合にあっては、 12,200円)
(イ) 基準省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に適合してい る住宅以外の用途に供する建築物又は複合建築物の非住宅 部分に係る認定を申請する場合 次に掲げる当該申請に係	

		る1棟の建築物又は複合建築物の非住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、次に定める額	
		床面積の合計	1件につき
		300平方メートル以内のもの	100,000円 (判定機関審査を受けた場合にあっては、12,200円)
		カ 複合建築物（住宅の戸数が1戸のものに限る。）の全体の認定を申請する場合は、この項の第3欄のア及びオに規定する額を合計した額とする。	
		キ 複合建築物（住宅の戸数が1戸のものを除く。）の全体の認定を申請する場合は、この項の第3欄のイ及びオ、ウ及びオ又はエ及びオに規定する額を合計した額とする。	
		ク 当該建築物エネルギー消費性能向上計画に法第29条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合にあっては、同項に規定する申請建築物（以下この項及び次項において「申請建築物」という。）及び同条第3項に規定する他の建築物（次項において「他の建築物」という。）のそれぞれについてこの項の規定により算定した額を合計した額とする。	
		ケ 法第30条第2項の規定による申出をする場合にあっては、この項に規定する額に(19)の項の規定により算定した額（申請建築物に係る手数料の額に限る。）を加算した額とする。	
(43)	建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（以下この項において「法」という。）第31条第1項 ア 工事の着工予定時期及び完了予定時期の変更のみの場合	
		1棟につき	1,000円
		イ 一戸建ての住宅又は複合建築物（住宅の戸数が1戸のものに限る。（ア）、（イ）及び（ウ）において同じ。）の住宅部分の変更認定を申請する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額 （ア）（イ）及び（ウ）に掲げる場合以外の場合 次に掲げる当該申請の対象である一戸建ての住宅又は複合建築物の住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額	
		床面積の合計	1件につき
		a 200平方メートル以内のもの	23,800円

	(評価機関 審査を受け た場合に あっては、 7,000円)
b 200平方メートルを超えるもの	26,000円 (評価機関 審査を受け た場合に あっては、 7,000円)
(イ) 基準省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)又はイ(2)及び ロ(1)に適合している一戸建ての住宅又は複合建築物の住宅 部分に係る変更認定を申請する場合 次に掲げる当該申請の 対象である一戸建ての住宅又は複合建築物の住宅部分の床面 積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額	
床面積の合計	
1件につき	
a 200平方メートル以内のもの	19,000円 (評価機関 審査を受け た場合に あっては、 7,000円)
b 200平方メートルを超えるもの	20,600円 (評価機関 審査を受け た場合に あっては、 7,000円)
(ウ) 基準省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に適合している 一戸建ての住宅又は複合建築物の住宅部分に係る変更認定を 申請する場合 次に掲げる当該申請の対象である一戸建て の住宅又は複合建築物の住宅部分の床面積の合計の区分に応 じ、それぞれ次に定める額	
床面積の合計	
1件につき	
a 200平方メートル以内のもの	14,000円 (評価機関

		審査を受けた場合にあっては、 7,000円)
b	200平方メートルを超えるもの	14,800円 (評価機関審査を受けた場合にあっては、 7,000円)
ウ	共同住宅等の用途に供する建築物又は複合建築物（住宅の戸数が1戸のものを除く。以下ウ、エ及びオにおいて同じ。）の住宅部分の変更認定を申請する場合（エ及びオに掲げる場合を除く。）当該申請に係る1棟の建築物の共同住宅等又は複合建築物の住宅部分について、(ア)に定める額に(イ)に定める額を加えた額（住戸以外の部分を有さない建築物又は基準省令第14条第2項第2号に掲げる住宅にあっては、(ア)に定める額）  (ア) 次に掲げる当該申請の対象である共同住宅等又は複合建築物の住宅部分の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定めた額	
	住宅の戸数	1件につき
a	2戸以上4戸以内のもの	46,000円 (評価機関審査を受けた場合にあっては、 12,200円)
b	5戸以上15戸以内のもの	78,100円 (評価機関審査を受けた場合にあっては、 24,200円)
	(イ) 次に掲げる当該申請の対象である共同住宅等の住戸以外又は複合建築物の住宅部分の住戸以外の床面積の合計の区分に応じ、次に定める額	



床面積の合計	1 件につき
300平方メートル以内のもの	46,000円 (評価機関 審査を受け た場合に あつては、 12,200円)
エ 基準省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)又はイ(2)及びロ(1)に適合している共同住宅等の用途に供する建築物又は複合建築物の住宅部分に係る変更認定を申請する場合 当該申請に係る1棟の建築物の共同住宅等又は複合建築物の住宅部分について、(ア)に定める額に(イ)に定める額を加えた額 (住戸以外の部分を有さない建築物にあつては、(ア)に定める額) (ア) 次に掲げる当該申請の対象である共同住宅等又は複合建築物の住宅部分の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額	
住宅の戸数	1 件につき
a 2戸以上4戸以内のもの	36,200円 (評価機関 審査を受け た場合に あつては、 12,200円)
b 5戸以上15戸以内のもの	62,400円 (評価機関 審査を受け た場合に あつては、 24,200円)
(イ) 次に掲げる当該申請の対象である共同住宅等の住戸以外又は複合建築物の住宅部分の住戸以外の床面積の合計の区分に応じ、次に定める額	
床面積の合計	1 件につき
300平方メートル以内のもの	36,200円 (評価機関 審査を受け

	た場合にあっては、 12,200円)
オ 基準省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に適合している共同住宅等の用途に供する建築物又は複合建築物の住宅部分に係る変更認定を申請する場合 当該申請に係る1棟の建築物の共同住宅等又は複合建築物の住宅部分について、(ア)に定める額に(イ)に定める額を加えた額(住戸以外の部分を有さない建築物にあっては、(ア)に定める額) (ア) 次に掲げる当該申請の対象である共同住宅等又は複合建築物の住宅部分の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額	
住宅の戸数	1件につき
a 2戸以上4戸以内のもの	25,400円 (評価機関審査を受けた場合にあっては、 12,200円)
b 5戸以上15戸以内のもの	45,100円 (評価機関審査を受けた場合にあっては、 24,200円)
(イ) 次に掲げる当該申請の対象である共同住宅等の住戸以外又は複合建築物の住宅部分の住戸以外の床面積の合計の区分に応じ、次に定める額	
床面積の合計	1件につき
300平方メートル以内の物	25,400円 (評価機関審査を受けた場合にあっては、 12,200円)
カ 住宅以外の用途に供する建築物又は複合建築物の非住宅部分の変更認定を申請する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額	

<p>(ア) 基準省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に適合している住宅以外の用途に供する建築物又は複合建築物の非住宅部分に係る変更認定を申請する場合 次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物又は複合建築物の非住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、次に定める額</p>	
床面積の合計	1件につき
300平方メートル以内のもの	135,000円 (判定機関審査を受けた場合にあつては、12,200円)
<p>(イ) 基準省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に適合している住宅以外の用途に供する建築物又は複合建築物の非住宅部分に係る変更認定を申請する場合 次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物又は複合建築物の非住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、次に定める額</p>	
床面積の合計	1件につき
300平方メートル以内のもの	56,200円 (判定機関審査を受けた場合にあつては、12,200円)
<p>キ 認定建築物エネルギー消費性能向上計画に新たな建築物を他の建築物として記載して変更認定を申請する場合 前項(コ及びサを除く。)の規定の例により算定した額</p>	
<p>ク 複合建築物(住宅の戸数が1戸のものに限る。)の全体の変更認定を申請する場合は、この項の第3欄のイ及びカに規定する額を合計した額とする。</p>	
<p>ケ 複合建築物(住宅の戸数が1戸のものを除く。)の全体の変更認定を申請する場合は、この項の第3欄のウ及びカ、エ及びカ又はオ及びカに規定する額を合計した額とする。</p>	
<p>コ 当該認定建築物エネルギー消費性能向上計画に法第29条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合にあつては、当該計画の変更に係る建築物1棟ごとにこの項の規定により算定した額を合計した額とする。</p>	

	サ 法第31条第2項において準用する法第30条第2項の規定による申出をする場合にあつては、この項に規定する額に(19)の項の規定により算定した額（申請建築物に係る手数料の額に限る。）を加算した額とする。	
--	---	--

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。